（届出自動車教習所が行う教習の課程の指定に関する規則の一部改正）

第十一条　届出自動車教習所が行う教習の課程の指定に関する規則（平成六年国家公安委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改め、対象規定は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

備考　表中の［　］の記載は注記である。	

別記様式第５（第16条関係）

電磁的記録媒体提出票

国家公安委員会　殿

年　月　日
提出者の名称等
住　所

道路交通法施行規則第39条の２第３項（準用する場合を含む。）
道路交通法施行規則第39条の２第４項（準用する場合を含む。）
原動機を用いる歩行補助車等の型式認定の手続等に関する規則第３条第１項
原動機を用いる歩行補助車等の型式認定の手続等に関する規則第３条第２項
原動機を用いる歩行補助車等の型式認定の手続等に関する規則第６条第１項 の規定により提
原動機を用いる歩行補助車等の型式認定の手続等に関する規則第６条第２項
原動機を用いる歩行補助車等の型式認定の手続等に関する規則第12条
原動機を用いる歩行補助車等の型式認定の手続等に関する規則第15条第２項
出すべきこととされている事項を記録した電磁的記録媒体を以下のとおり提出します。
本票に添付されている電磁的記録媒体に記録された事項は、事実に相違ありません。

１　電磁的記録媒体に記録された事項

２　電磁的記録媒体と併せて提出される書類

備考　［削る。］

１　「電磁的記録媒体に記録された事項」の欄には、電磁的記録媒体に記録されている事項を記載するとともに、２枚以上の電磁的記録媒体を提出するときは、電磁的記録媒体ごとに整理番号を付し、その番号ごとに記録されている事項を記載すること。

２　「電磁的記録媒体と併せて提出される書類」の欄には、本票に添付されている電磁的記録媒体に記録されている事項以外の事項を記載した書類を併せて提出する場合にあっては、その書類名を記載すること。

３　不要の文字は、横線で消すこと。

４　該当事項がない欄は、省略すること。

５　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とする。

別記様式第５（第16条関係）

電磁的記録媒体提出票

国家公安委員会　殿

年　月　日
提出者の名称等
住　所

道路交通法施行規則第39条の２第３項（準用する場合を含む。）
道路交通法施行規則第39条の２第４項（準用する場合を含む。）
原動機を用いる歩行補助車等の型式認定の手続等に関する規則第３条第１項
原動機を用いる歩行補助車等の型式認定の手続等に関する規則第３条第２項
原動機を用いる歩行補助車等の型式認定の手続等に関する規則第６条第１項 の規定により提
原動機を用いる歩行補助車等の型式認定の手続等に関する規則第６条第２項
原動機を用いる歩行補助車等の型式認定の手続等に関する規則第12条
原動機を用いる歩行補助車等の型式認定の手続等に関する規則第15条第２項
出すべきこととされている事項を記録した電磁的記録媒体を以下のとおり提出します。
本票に添付されている電磁的記録媒体に記録された事項は、事実に相違ありません。

１　電磁的記録媒体に記録された事項

２　電磁的記録媒体と併せて提出される書類

備考　１　「提出者の名称等」の欄には、記名・押印又は署名をすることとされている書類について電磁的記録媒体による手続を行う場合にあっては記名・押印又は署名することとし、それ以外の書類について電磁的記録媒体による手続を行う場合にあっては記名すること。

２　「電磁的記録媒体に記録された事項」の欄には、電磁的記録媒体に記録されている事項を記載するとともに、２枚以上の電磁的記録媒体を提出するときは、電磁的記録媒体ごとに整理番号を付し、その番号ごとに記録されている事項を記載すること。

３　「電磁的記録媒体と併せて提出される書類」の欄には、本票に添付されている電磁的記録媒体に記録されている事項以外の事項を記載した書類を併せて提出する場合にあっては、その書類名を記載すること。

４　不要の文字は、横線で消すこと。

５　該当事項がない欄は、省略すること。

６　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とする。